

副主査選考にかかる 庁内研修リストの一部修正について

府職労は、副主査選考の対象となる研修の拡充を求めています。新たに都市整備部・住宅まちづくり部が行っている2つの研修(「建築付帯設備に係る技術力向上研修」「プラント設備における設計・積算・施工管理・維持管理研修」)について、その研修内容が建築職や設備職の方のみの技術力・知識の向上にとどまらず、土木職など他の技術職の方のスキル向上にもつながることから、対象者を「技術職及び技能労務職員」へと拡大するとの説明がありました。(※下表参照)

副主査 庁内研修

研修番号	部局名	研修名	対象者	実施時期	時間数
41	都整	建築付帯設備に係る技術力向上研修	技術職及び技能労務職員	10月~12月	約7時間
42	都整	プラント設備における設計・積算・施工管理・維持管理研修	技術職及び技能労務職員	年1回(11月頃予定)	1日
46	住まち	建築付帯設備に係る技術力向上研修	技術職及び技能労務職員	10月~12月	約7時間
47	住まち	プラント設備における設計・積算・施工管理・維持管理研修	技術職及び技能労務職員	年1回(11月頃予定)	1日

※下線部分が変更箇所

参加者募集中 Christmas Party 2012
府職労青年部が贈る 最高のクリスマスパーティー!
とき:2012年12月16日(日) 19:00~
場所:リバースイート大阪 (大阪市中央区北浜東1-2)
参加希望・質問等は下記のアドレスまでご連絡ください。
なお、職場・部署・お名前前の明記をお願い致します。
府職労青年部 ☎06-6941-3079 e-mail: info@fusyokuro.gr.jp

11月1日、府当局は「節電取り組み期間中の昼休み時間の変更について」その実施結果を説明しました。

平成24年11月1日

節電取り組み期間中の昼休み時間の変更について

- 実施理由**
今夏の節電にあたっては、特に需要の多い電力ピーク時(13~16時)に電力不足が大きくなるため、この時間帯の使用電力を抑制することが重要であった。このため、府は節電実行方針の中で、照明の消灯により使用電力を減らせる昼休み時間を電力ピーク時間帯にあわせる「昼休み時間のシフト」などを実施し、電力ピーク時の使用電力を抑制することとした。
- ピークシフトの効果**
 - 大手前庁舎・咲洲庁舎の結果**
大手前・咲洲庁舎の電力使用量の日変化グラフに示すとおり、昼休みをシフトすることで、ピーク時間帯の電力消費量を抑制することができた。
 - 関電管内のピーク抑制効果**
府は、昼休みシフトや電気機器の使用時間配慮などによりピーク対策(ピークシフト・ピークカット)を実施。一方、事業者や家庭においては、関電が用意した法人向けの計画調整特約、デマンドカットプラン、家庭向けの新たな料金メニューを利用することなどにより、ピーク時間帯の需要抑制を実施。これらの取り組みにより、今夏の最大需要の出現状況については、13~15時の電力需要がほぼ平準化し、需要ピークタイムが昼間から夕方へシフトした。ピーク対策の効果によるものと考えられる。
- 各所属における昼休み時間の変更状況の把握**
昼休み時間の変更に伴う府民対応や業務上の支障、府民からの反応などを把握するため、実施期間終了後、所属へのアンケート調査を実施した。
その結果、昼休み時間の変更により、通常業務への大きな影響はなく、所属による工夫や各職員の協力により、昼休み時間の変更による著しい府民サービスの低下などの大きな混乱はなかったことが把握できた。

「節電策」は今後行うべきでない
職員健康や業務に混乱・支障をきたす

大手前・咲洲ともに、ピーク時間帯の電力使用量を抑制でき、関電管内でもピークシフトの効果があり、力での、昼休み時間の変更による著しい府民サービスの低下などの大きな混乱はなかった。

これに対し、府職労は、①ピークシフト効果があるというものの、全体的な節電の効果もあるもので、ピークシフトしなくても「電力不足」は十分に回避できたし、結果として電力も足りていた。②「著しい府民サービスの低下はなかった」としているが、少しでも府民サービスの低下はあってはならない。③「混乱が生じた」というのは職員の努力があったことである。中には「昼休みが取れない」という職員もあり、ピークシフトはすべきでなかったと指摘し、節電は否定しないが、今後はピークシフトのような職員や業務に大きな支障を及ぼすようなことは行うべきでない」と要求しました。

(前号からのつづき)

第11回地方自治研究会分科会参加者レポート(3)

9月29日・30日の2日間、埼玉県さいたま市で開催された「第11回地方自治研究会全国集会」の分科会報告を3回にわたって連載しています。今回は最終回です。

分科会

住民と働く者の健康づくり

保健所と保健センターの役割を考える
山本 裕美子
保健所支部

助言者の池上洋通(自治体問題研究所主任研究員)さんから次のような話題提供がありました。「大災害から学ぶ保健所の公務員にとって最低最大の知識は憲法である。国会ではこれからの社会保障制度の原則は、自助・共助・公助である」と言うが、この意味は、自分の事は自分でやり、足りないときは近所をお願いして共同で、それでも出来ないときは公助でやるという事である。命がけで闘った制度を壊そうとする世の中にいつもある。『憲法が保障する基本的権利は人類の多年にわたる、自由獲得の努力の成果である』社会保障制度改革推進法はこの基本的権利を侵すことにもなる。憲法を守れという闘いをしなければならぬ」

分科会

ジェンダー平等の視点で自治体行政を考える
府税支部
竹中 道子

元朝日新聞記者で和光大学教授の竹中三恵子さんを助言者に迎えての分科会でした。竹中さんは「男女雇用機会均等法制定時に労働基準法の女性保護規定が廃止され、長時間労働が蔓延

私は、東北の大震災での保健師の活動報告から学んだ公務労働の重要性は、基本は世の中が平和で、憲法が守られないとどうにもならないということ。平和な国と憲法が守られ、そのうえで国民が本心に大事にされるのが重要と再確認した学びの分科会でした。

し、女性は非正規労働を選ばざるを得なくなった。年金の3号被保険者をつくったのも同時期で、夫に扶養されているから低賃金でもいいという考え方が、女性のみならず、社会全体の非正規格差を招いた。妻付男性モデルから両性モデルへの転換が必要」とのお話をされました。

その後、①男女共同参画基本計画を女性団体で共同して運動したとくみ、②婦人保護施設が非常に不足している実態、③消費生活相談員など専門的なスキルも必要とされる仕事が多岐にわたる不安をかえ十分力を発揮できない実態などが出され、大阪からは橋下市長の女性センター「クレオ大阪」廃止に反対するたたかいなどが報告されました。非正規問題を男女平等問題として解決する視点や男女平等行政推進の重要性が明らかになりました。

分科会

公共サービスの市場化・民営化を考える
府税支部
永谷 義浩

全国の自治体で、広い分野に民営化の波が広がり、そこで働く人たちの雇用形態も様々になっています。現在の、公共サービスを支えているのが、正規の公務員だけでなく、非正規職員

